

# 石木ダム事業認定処分庁（九州地方整備局長）「弁明書」への反論書

2014年9月29日

国土交通大臣 太田 昭宏 様

加藤 伸久／近藤ゆり子／武藤 仁

「国総収第15号 平成26年7月28日 弁明書の副本の送付及び反論書等の提出について」とともに送付されてきた処分庁・九州地方整備局長の2014年3月20日付「弁明書」に反論する。

弁明書からの引用は【 】内で示し、審査請求人の審査請求書からの引用は《 》内で示す。 弁明書の主体である九州地方整備局長を「処分庁」と表す。

## 反 論

### I はじめに

「弁明書」を一読した印象は「何を言いたいのかよくわからない」であった。

「弁明書」では、審査請求人の審査請求書を長々と引用するが、それに続く「しかしながら～」は、引用部分の中心的なテーマへの反論（弁明）にはなっていない。一部への反論だとしても、その述べていることが、事業認定処分のどの部分についてどのような正当性を主張しているのかが見えない。時折判例などの挙げるが、判例を理解していないのでは？と感じる的外れな引用が多い（あるいは意図的に不適切な判例「利用／誤用」をしているのであろうか？）。各箇所ごとの叙述の論旨が不鮮明で、全体を通して一貫性を欠くように感じる。「～ように感じる」としか言えないほどに不鮮明なのだ。

処分庁が自らの処分の正当性を「弁明」するのである、私人が「とにかく自分の言いたいことを言わせて貰っておく」わけではない。論旨を鮮明にする義務がある。

「弁明書」のこのような論旨不鮮明は、処分庁も含む「行政」が、まさに「強制収用」で暮らしの一切を奪われるかもしれない川原地区の地権者にも、多大な負担を背負うことになる佐世保市民、長崎県民にも、全くとというほど説明責任を果たしていないことと表裏なのではないか。事業認定後になって初めて、起業者は地権者や市民・県民の前に現れた（審査請求人は動画で視聴している）。事業認定申請の資料などを使っての関係者からの質問に対して、起業者の説明は論理一貫性を欠き、ときに事業認定内容と乖離・矛盾している。それを追及されると、「処分庁に（「正しい」と）ご判断を頂きました」で躲そうとする場面が頻出する。起業者は説明責任を果たそうとする意思がないのか、それとも申請と処分の内容が余りにもお粗末なので（あるいはそもそも意図的に歪曲しているので）、まともに説明しようがないのか。

いずれにしても、このような状態で「強制収用」という強権が発動されて良いはずがな

い。

「弁明書」全体も、また各箇所も、論旨が見えないので、「Ⅱ「弁明書」各箇所への反論」は、各記述へのバラバラな個別対応となり、かつ論述の範囲が広がってしまっている。論旨が見えないので、「この点を言いたいのであろうか、それともあの点に言及しているつもりなのだろうか」と憶測・推測するしかなく、「反論」のスジを絞れないのだ。

審査請求人としては、適確な審査を得るためには、論点は明確かつ簡潔でありたいと考えている。ゆえに論点が広がっていくことは本意ではない。

審査請求書は「知った日から 30 日以内」と制限をかけられ、情報不足のまま書かねばならなかった。審査請求人としては、2013 年 6 月 11 日の社会資本整備審議会公共用地分科会において交わされた各委員の意見をきちんと知って、それを踏まえての論述をしたいと願っている。そうすれば、処分庁・審査庁と、問題意識を噛み合わせることも可能かもしれないからである。

審査庁（上級庁）としての判断で※、利害関係者に対して 2013 年 6 月 11 日の社会資本整備審議会公共用地分科会において交わされた各委員の意見を、全面的に開示して欲しい。その開示がなされれば、本件事業認定申請の段階での問題点がより客観的に明らかになると考える。審査請求人としては、その開示があった後に、改めて、趣旨を整理した審査請求書を（「追補」とかいう形で）提出したいと熱望している。公共用地分科会での各委員の意見を踏まえた不服審査請求であれば、審査庁にとっても、より理解しやすいものとなり、公平で客観的な審査に資すると考える。

※ 情報公開法に基づく開示決定では「委員による意見の表明、交換、判断等に係る情報が含まれている部分は、公にすることにより、個別の議論を捉えて、個別の委員に対する非難等がなされるおそれがあり、社会資本整備審議会公共用地分科会における委員等の自由かつ率直な意見の表明、交換、判断等に影響を及ぼしかねず、土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)に基づく事業の認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの不開示理由で委員の意見がすべて黒塗りされている。国土交通省（総合政策局土地収用管理室）は、社会資本整備審議会公共用地分科会の委員を専任・委嘱するにあたって、もし議事録が公開されとなれば、発言すべきことを発言せず、あるいは己が見識を歪めた意見を表明するような卑小で怯懦な人物をわざわざ選んだのだろうか？まさかそうではあるまい。かかる理由による不開示は、真摯に職責を果たそうとしている委員に対する、ひいては国民に対する重大な侮辱以外のなにものでもない。

Cf ②

## Ⅱ「弁明書」各箇所への反論

### ① p 3 17 行目～

処分庁の叙述は《この点、今般の審査請求に係る処分は、起業者の言い分を丸呑みしただけであり、処分庁としての責務・自律性を放棄していると断罪せざるをえない。公聴会等で出された説得性ある「反対」意見に全く耳を傾けようとしていない、公正さを欠く処

分である。土地収用法が、憲法第 29 条の規定する私有財産権に制限を加えるものである以上、その運用は、公正かつ厳格、抑制的かつ慎重になされねばならない。審査請求において、当該事業認定処分につき合理的な疑問が呈されるならば、上級官庁としての国土交通大臣は、真摯に厳密に対応しなければならないことを、強く指摘しておきたい。》の反論になっていない。

Cf ⑩

② p 3 34 行目～

34 行目から 36 行目で、処分庁は【また、社会資本整備審議会公共用地分科会において、審議の結果、「土地収用法第 20 条の規定により事業の認定をすべきであるとする九州地方整備局長の判断を相当と認める。」との意見が議決されている】という。処分庁は、何度もこれを強調するが、この論法は到底受け容れがたい。

審査請求書を出した 2013 年 10 月 4 日の時点では、この本件事業認定を審議した社会資本整備審議会公共用地分科会(2013.6.7)の議事録につき、情報公開請求を行っているところであった。2013 年 10 月 16 日付で、肝心の委員の意見(議論)の部分を全面的に不開示(黒塗り)とする開示決定がなされた(別添資料 1-(1))。これに対して異議申立を行い(別添資料 1-(2))、内閣府情報公開・個人情報保護審査会で審査されているところである(別添資料 1-(3))。

肝心な部分の一切が隠されている以上、当該社整審公共用地分科会において、十分に公正で闊達な議論がされたのかどうかわからない。わずかに開示された最終的部分の議事録から推量するに、多くの委員の意見を封殺する形で委員長によって強引な議決に持ち込まれたのではないか、という疑念は消えない。いずれにしても、利害関係人(土地の権利者)である審査請求人に対してさえも秘匿されている情報をもって「弁明」とするのは、「武器対等の原則」に反する。議事録を公開した上で、この部分へのさらなる反論の機会を要求する。

別添資料 1-(1) = 2013.10.16 開示決定通知書

別添資料 1-(2) = 2013.12.13 異議申立書・別紙「理由」

別添資料 1-(3) = 2014.4.23 内閣府情報公開・個人情報保護審査会宛「意見書」

③ p 4 38 行目～

38 行目以降では、「事業認定申請マニュアル」に沿っているから事業認定は正しい、と言いたいようであるが、内容的な弁明になっていない。「事業認定申請マニュアル」なる大部の(値段も高い)本を審査請求人が目にする機会はない。こうした「身内、内々の者にしか知り得ない」ものをもって処分の正当性を「弁明」するようでは、行政不服審査法の本来趣旨にも悖ることにならないか?そして、それが審査庁において通るのであれば、不服審査請求に対する冷笑的な見方＝「どうせ身内同士、内々で領き合う類い、ハナから結論が決まっている」(残念ながらこのような見方をする人は多い)を助長することにならないか?

④ p 5 11行目～

11行目で【ダム検証及び水道事業の事業評価の結果により、補助金が支出されていることが確認できるため、長崎県及び佐世保市は法第20条第2号要件に該当すると判断したものである】とあるが、2010年9月28日付で国交大臣から関係知事宛に出された文書に基づく「ダム検証」（事業主体は長崎県。2012年6月11日に国交省は「補助金交付を継続」という対応方針を出している）と、佐世保市水道事業の事業評価は直接には連動せず、2012年6月11日の国交省の「対応方針」をもって佐世保市水道事業への（将来にわたる）補助金の支出が確認できるわけではない。

処分庁は、事業主体と事業内容とそれに係る補助金のありようについて認識が混乱しているのではないかと、それとも、事業認定の正当性を主張したいための意図的な混同一煙幕一なのか？ いずれにしても、多額の公金を費やす事業についての事業認定を行う処分庁の最低限の見識を疑う。

Cf ⑥ ⑭

⑤ p 5 13行目～

13行目から始まる段落で、処分庁は行政処分の判断基準時に言及する。【事業認定の適法性判断の基準時は、法第20条の各号の該当性判断のいずれも事業認定時であり】として、あたかも審査請求人が、法20条2号要件の適合性に不服を述べるにあたって、この当然のことを踏み外しているかのように述べている。為にする歪曲である。

法20条各号要件の検討にあたって、またその前提として、法1条・2条の「公共の利益」に合致するか、「合理的な利用」といえるのかをきちんと試算・検討しなければならないのであって、将来起こりうる財政的懸念もまた事業認定における重要な審査の対象となる。

議事録の肝心な部分が不開示となって秘匿されている2013年6月11日の社整審公共用地分科会の公開されている「議事要旨」には

- 
- ・自治体が過去に見積もった水需要が実態と乖離し、財政処理に困っている例も見られる。利水起業者が、将来にわたって事業費を負担することが可能なのか、途中で撤退することがないのか。
  - ・渇水と洪水に対する対策として理解しているが、工場用水もあるため、人口が全体として減少する中では、最終的に企業のためだけという形にみられてしまうのではないかと。
  - ・用地の取得状況について、ダム事業にしては、未買収の率が高いような気がする。
  - ・山林の保水力を鑑みれば、山林を開発する施策を行う一方で、ダムを造るという関係は、今後の洪水・利水対策などの議論で、もう少し深く議論する必要があるのではないかと。
- 

とある。

このように「将来にわたって事業費を負担することが可能なのか、途中で撤退することがないのか。」ということも、事業認定における重要な判断要素なのである。

（それとも処分庁は、「これらの議論、特に最初の「・」は、事業認定処分の判断には関係ない。こんな議論を取り出して要旨にするなどけしからん」と、公共用地分科会事務

局に対して抗議の意を表明しているのであろうか?)

Cf ⑥ ⑭

⑥ p 6 33 行目～

処分庁が、縷々述べているのは、④でも言及した 2010 年 9 月 28 日付で国交大臣から関係知事宛に出された文書に基づく「ダム検証」のことらしい。

ここでは、国交省の「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」なるものが検証の在り方を縛り、真の検証を阻害した。いろいろな問題があるが、特に重視されているコストに関しては「今まで注ぎ込んだ事業費が多ければ、継続するしか内」仕組みとなってしまうている。この「ダム検証」で「継続」となったから事業に正当性がある、事業認定は正しい、というのは、事業主体である長崎県、それを誘導・追認した国土交通省水管理・国土保全局の言い分に余りにも肩入れした議論であって、権利者である審査請求人に対する説得力をもたない。

この「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の問題性につき、岐阜県が検証主体となった内ヶ谷ダム事業（「有識者会議」に諮られたのも、国交省の「対応方針」が出されたのも石木ダムと同日であった）へのパブリックコメントに応じたものに記載した。「ダム検証」に関する一つの事例をとっての意見として、参考資料として添付する。

別添資料 2 = 2011.5.5「内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見」（第 2 回）別紙のうちⅢまで

Cf ⑤

⑦ p 8 21 行目～

21 行目【なお、審査請求人は、想定外の異常渇水に対して石木ダムに頼ることは論外であるとしているようであるが、水重要予測はかかる異常渇水を想定しているわけではなく、10 年に一度の渇水を想定して算定しているものである。】

一読では、何をいつているのかわからなかった。審査請求人は、石木ダムの利水は佐世保市の新規利水に対応するものであって、新規利水の算定は 10 年に一度の渇水を想定していることは十二分に理解している。

混乱あるいは攪乱しているのは、起業者のほうである。

起業者・佐世保市の市長は、市議会での答弁で、あたかも「石木ダムは平成 6 年のような大渇水に備えるため」と聞こえるような説明を繰り返している。

市長答弁では、答弁の度に「大渇水」「平成 6 年の渇水」「48 時間で 5 時間の給水（43 時間の断水）」という厳しくつらい経験」を繰り返す。時折その続きとして「新規利水の必要」に繋がるのだが、「大渇水への対策」と「水需要の急増に備える新規利水」の関係は説明されていない。（別添資料 3）

起業者・佐世保市が、処分庁に本来の目的とは異なる申請をしたのか？それとも市議会に対して市長は意図的に「不正確で誤解を招く」説明をし、市民の認識を攪乱しているのか？

そして処分庁のこの弁明書の記述をみると、処分庁もまた混乱（錯乱？）しているとし

か考えられない。

この一事をもつても、当該事業認定は取り消されるべきである。

別添資料3 = 佐世保市議会ホームページに載っている石木ダムに関する市長答弁  
事業認定申請直前～2011年3月議会まで

2009.6.18、2009.9.14、2010.6.17、2011.3.3、2011.6.23、2012.3.2、2014.3.4 2014.3.5

Cf ⑭

⑧ p10 7行目～

日光太郎杉事件東京高裁判決（1973.7.13）に関する審査請求人の言及に対して、処分庁は、【法20条第3号要件として居住者を考慮すべきだとしているようであるが、同判決は、事業認定権者の裁量判断の余地を認めた上で、収用の対象となった土地が、自然公園法附則3ないし5項により自然公園法に基づいて指定された国立公園日光山特別保護区に当たる上、当該土地上に生育している太郎杉を含む・・・】と述べ、【同判決の判示の部分が本件においてそのまま当てはまると解することはできない】と述べる。相も変わらず論旨不明である。日本の裁判が具体的事件を巡って争われているところ、ある判決が他の事件に「そのまま当てはまる」ことはそもそも考えにくい。【同判決の判示の部分が本件においてそのまま当てはまると解することはできない】から何だというのだろうか？

日光太郎杉事件東京高裁判決と、本件事業認定処分との関係への審査請求人の理解と主張をもう一度述べる。

日光太郎杉事件東京高裁判決は、土地収用法第20条3号の「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること」という要件につき、「その土地が事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益と、その土地が事業に供されることによって失われる利益（この利益は私的なもののみならず、時としては公共の利益も含む）とを比較した結果前者が後者に優越するもの認められる場合に存在する」とし、事業認定権者に一定の裁量判断の余地を認めた上で「この点の判断が前認定のような諸要素、諸価値の比較考量に基づき行われるべきものである以上、同控訴人《事業認定権者・建設大臣》がこの点の判断をするにあたり、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさずまたは本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し、これらのことにより同控訴人のこの点に関するものと認められる場合には、同控訴人の右判断は、とりもなおさず裁量判断の方法ないし、その過程に誤りがあるものとして、違法となるものと解するのが相当である。」としている（《 》内は審査請求人による）。

石木ダム建設事業では、比較衡量されるべき「失われる利益」は、日光太郎杉の史的・文化的価値よりも小さいといえるのだろうか？住み慣れた場所で、何代にもわたって継続してきた近隣関係の中で、暮らし続ける利益ないし権利は、重視すべき要素、考慮に容れるべき事項ではないといえるのだろうか。

むしろ、土地収用法と憲法との関係（緊張関係）からすれば、この要素こそ、最も重視されるべきであると考えられる。

Cf ⑨

⑨ p 1 0 25 行目～

上述⑧で述べた点に関して、処分庁は、【直接収用対象となる土地の権利者は法に基づく補償の対象となっており、また、意見対照表Ⅶ 1、2 のとおり、本件事業の施行により起業地内に居住する移転対象者に対する生活再建対策として、起業者は、移転対象者の意向に応じた集団移転地の造成などを行い、また、石木ダム地域振興対策基金において住宅資金利子助成、合併浄化槽設置助成等を行っていることから、移転対象者への配慮がなされていると認められる】と述べる。川原地区で、その自然・歴史・文化・コミュニティとともにこれまで住み暮らし、今後も住み暮らし続けたいと願う 1 3 世帯 6 0 人の方々の思いへの想像力の片鱗もみられない。「最後は金目でしょ」の感覚丸出しである。(ここで、圏央道事業認定取消訴訟 H18.2323 東京高裁判決を持ち出すのは失当である。【本件においてそのまま当てはまると解することはできない】と述べておく)。

福島第一原子力発電所の被害者は、今、東京電力だけでなく、国に対しても、責任の所在を問うべく、1 7 の裁判所に 2 0 の訴訟を起こしている。そのうち、本件と共通性する部分に言及する。

- 1) 愛知及び岐阜に避難している被害者の訴えの第 1 回口頭弁論がこの (2014 年) 9 月 26 日に行われた。そのときに傍聴に駆けつけた支援者等に配布された資料から引く。

「住み慣れた環境での平穏で安全な生活を維持継続する権利」「住み慣れた環境に住むことを自ら選択する権利」「住み慣れた環境で築き上げられてきた生活基盤で社会生活をする権利」「そのような生活基盤の中で成長発達し、自己実現をはかる権利」

川原地区 1 3 世帯 6 0 人の方々もまた、このような権利を奪われることになるのではないか？

- 2) 2013 年 5 月 30 日に福島地裁に「ふるさと喪失訴訟」が提起されている。

そこでは「原住地に固有で、代替性のない要素」「土地を含む自然資源、景観、コミュニティなど」「コミュニティとともに、そのなかで継承されてきた伝統や文化なども失われてしまう (こと)」を問うている。そもそも移転を望んでいない川原地区の人々の【意向に応じた集団移転地の造成】などがあるはずもなく、どんな場所に集団移転地を造成しようとも「原住地に固有で、代替性のない要素」「土地を含む自然資源、景観、コミュニティなど」はかけがえのないものである。簡単には代替できず、その補償を金額に置き換えるのは容易ではない。【集団移転地の造成】【住宅資金利子助成、合併浄化槽設置助成等】に切り縮めて論じるべきものではない。

福島原発事故を原因としてであっても、石木ダム建設 (の強行) を原因とするものであっても、住み慣れた故郷を意に反して去らねばならない (=ふるさとを奪われる) という事情は共通している。しかし本件事業認定では、こうしたことは全く考慮されていない、【移転対象者の意向に応じた集団移転地の造成などを行い】というが、川原地区 1 3 世帯 6 0 人の方々にとって「意向に応じた集団移転地」など存在しえない。移転を前提とした【石木ダム地域振興対策基金において住宅資金利子助成、合併浄化槽設置助成等を行っている】ことは何の意味もない。【移転対象者への配慮がなされている】などととは到底言えない。

本件事業認定は「本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果

当然尽くすべき考慮を尽くさずまたは本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し」ており、「裁量判断の方法ないし、その過程に誤りがある」と断ぜざるをえない。

Cf ⑧ ⑪ ⑭

⑩ p 1 1 25 行目

処分庁は、【石木ダム建設促進佐世保市民の会等から本件事業に関する強い要望が出ている】と述べる。これが【事業認定申請マニュアル 82～83 ページのとおり】としてあげている①ないし③と、どう関係するのか理解に苦しむ。

と同時に、以下のことを強調しておきたい。

「石木ダム建設促進佐世保市民の会」は、起業者・佐世保市が作った丸抱えカッコ付き「市民団体」である。

-----  
佐世保市公式 HP <http://www.city.sasebo.lg.jp/index.html>

ホーム > 水道局 > 水道局施策 > 重点施策 > 水源確保対策（石木ダム）

>再評価 > 石木ダム建設促進佐世保市民の会 平成 24 年度までの活動状況（概要）

<http://www.city.sasebo.lg.jp/kikaku/seisak/h24gaiyo.html>  
-----

起業者・佐世保市自らが作った建設促進団体の「強い要望」の事業認定の判断要素になるというのか？処分庁が書き出した【事業認定申請マニュアル 82～83 ページ】の①～③にはそのようなものは見当たらない。「事業認定申請マニュアル」の他のところで、起業者が設立し運営する「市民団体」の「強い要望」なるものが、事業認定すべし、という判断要素になると述べているのだろうか（ありえないと考える）。

処分庁がこの記述は、処分庁が「本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し」（日光太郎杉事件東京港足判決）している証左ではないだろうか。

処分庁は、一方で「事業認定申請マニュアルのとおりである」ことを重視し、他方で「事業認定申請マニュアル」にはないことを重視している。いずれも起業者の側に異常に肩入れしている。公正中立であるべき立場を弁えていない。

本件事業認定処分は、上級庁において取り消されるべきである。

Cf ⑧

⑪ p 1 2 3 行目～

【本件事業の施行により起業地内に居住する移転対象者に対する生活再建対策として、起業者は、移転対象者の意向に応じた集団移転地の造成などを行い、また、石木ダム地域振興対策基金において住宅資金利子助成、合併浄化槽設置助成等を行っていることから、移転対象者への配慮がなされていると認められる】に関しては、⑨で論述した通りである。

Cf ⑨

⑫ p 1 3 11 行目～25 行目



基本的に「Ⅰ はじめに」の後半及び②で論述した通りである。審査請求の時点（2013.10.4）の時点で、議論（委員の意見のやりとり）がわからない状態におかれていたのは不当である、と今でも考えている。だが現在となつては、それ以上に、こうして処分庁が、繰り返し社会資本整備審議会公共用地分科会（2013.6.7）をもって、本件事業認定の正当性を言い立てるのに、利害関係者である審査請求人はその中味を見ることができない、というのは余りにも不合理であり、不公平であり、公正さを欠くということを、さらに強調したい。

審査庁（上級庁）としての判断で、利害関係者に対して 2013 年 6 月 11 日の社会資本整備審議会公共用地分科会において交わされた各委員の意見を、全面的に開示することを積極的に検討して頂きたい。

Cf ②

⑬ p 15 16 行目～

【この意見は審査請求人の私見であると思われるが・・・本件とは別の案件であるため、処分庁において回答は差し控える】

徳山ダムの事例は、まさに処分庁がわざわざ持ち出す「H18.7.6 名古屋高裁判決」及び一審では並行して審理された徳山ダムに係る公金支出差止訴訟に関係する。裁判所は行政の裁量権を伸びきったゴムのごとく引き伸ばし、「裁量権の範囲内」として判断を避けた。だが 2008 年の運用開始から 6 年半経った現時点の事実は、「だから言ったじゃないの」と言わざるをえない有り様である。水資源開発目的で計画された徳山ダムの新規利水は、1 滴たりとも利用されていない。利水者が取水するための施設も存在しないのである。利水においては全く不要、治水においては費用対効果が悪すぎる施設に莫大な建設費を使った結果が、岐阜県の「毎年数十億円の一般会計からの建設費（すでに建設し終わってなお）のための支出」であり、起債許可団体への転落であり、治水事業費が往年の 20% を切る、という惨状である。

処分庁に「回答」を求めているのではない。

本件事業認定処分が、土地収用法第 1 条「この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする」に沿った判断たりえているのか、第 20 条各号要件を真に満たしているのか、審査庁（上級庁）にとくと判断して頂きたいので、岐阜県・徳山ダムについて起こった事実について情報提供しているのである。

Cf ⑭

⑭ p 17 9 行目～

本件事業認定においては、水道事業者である佐世保市が起業者である（つまり水道水の新規利水が事業目的である）ことからしても、水需要の将来予測の合理性は極めて重要である。ゆえに審査請求人は、厚生労働省が 2013 年 3 月 29 日に発表した「新水道ビジョン」を引き、審査請求書に《第 5. 「新水道ビジョン」の示す水道事業の未来像》という項を設けた。

処分庁は、このことへの反論らしき記述に続けて【なお、行政処分の適法性判断は、当該処分がなされた当時を基準とすべきである】と述べる。言われるまでもなく審査請求人はそんなことは承知している。処分庁はさらに続けて【事業認定の適法性判断の基準時は・・事業認定時であり、この事業認定時に存在していた事実を基礎とするのが相当である】として平成18年7月6日名古屋高裁判決を挙げる。

処分庁の論旨は相変わらず不鮮明で理解し難いが、もしかすると「水需要に関する将来予測は事業認定処分時にはないこと（の予測）であるから適法性判断の対象ではない」と主張したいのであろうか？（「新水道ビジョン」自体は、本件事業認定処分時の約半年前に公表されているから、「事業認定時に存在していた事実」である）

審査請求人3名は、いずれも処分庁がここで引く「H18.7.6 名古屋高裁判決」の訴訟の元原告であるので、この訴訟で議論されたことに触れる。

この訴訟の1審において当該徳山ダムに係る事業認定の処分庁である被告・建設大臣側の証人として出廷した建設省職員・山崎氏は、証言に当たって前もって裁判所に提出した陳述書においても、主尋問の証言においても「処分庁として、起業者とは別に水需要予測を検討した」と証言していた（山崎証人は反対尋問への答えで「一人一日平均給水量」と「家庭用水有収水量原単位」を同義と思い込んでいたことが明らかになった。余りにも初歩的知識を欠く「検討」であったために起業者の「予測」を覆すに至らなかったらしい）。処分庁である九州地方整備局長は、自らが引く「H18.7.6 名古屋高裁判決」の1審における被告・建設大臣側の対応は馬鹿げていた、徳山ダムに係る事業認定処分は【事業認定時に存在していた事実】以外のことを基礎とした誤ったものであった、と言いたいのであろうか？皮肉を込めて、徳山ダムに係る事業認定処分の取り消しを求めて事業認定権者・建設大臣を被告として裁判を起し、残念ながら敗訴した元原告としては、大いに九州地方整備局長の卓見を拝聴したいものだと思う。

処分庁の「弁明書」には、こうした論旨の混乱が随所に見られる。こうしたことから当該処分庁の判断は「上級庁において取り消されるべき」と言わざるをえない。

Cf ④ ⑦ ⑧ ⑬

⑮ p 18 35行目～

【審査請求人は、起業地内に居住する移転対象者について、法20条3号要件に該当するとして私見を述べているようであるが】という部分の論旨は不明である。この部分では、審査請求人は、法第1条の「目的」に適うのか、もともと土地収用法が前提している憲法に沿うのかを問題にしている。法20条要件に引きつけるなら、3号というよりも4号であろう。

また「私見」として斥けたいようであるが、単に審査請求人3名の突飛な「私見」の問題ではないことは⑨で述べている通りである。

Cf ⑧ ⑨

⑯ p 19 28行目～

この部分の処分庁の叙述は、審査請求人の《第7 速やかなる事業認定取消決定を》の表題への応答では（何とかギリギリ）ありえても、中味の反論たりえていない。

処分庁の「弁明書」全体を通して、審査請求人の記述を長々と引用したあとの【しかしながら、】は、常に「ズレて」いる。利害関係者による審査請求であろうとも、その言い分に耳を傾ける気など最初からありはしない、と宣明しているのであろうか？それとも、何でも良いから反論らしきことをしておけ、審査庁（上級庁）は身内なのだから、弁明書の内容がどうであろうと処分庁の言い分を丸呑みするに決まっている、と嘗めてかかっているのであろうか？いずれにしても、事業認定という処分の重大性に見合う真剣さが見られないのは非常に残念である。

審査請求人としては「どうせ審査庁（上級庁）は身内だから、ハナから結論は決まっている」という冷笑的な見方は採りたくはないのだが・・・

Cf ①

### Ⅲ 結語

「社会情勢」は変化している、「3 1 1」以後は特に劇的に。  
変化を直視した思考の転換が不可避になっているのだ。

戦後復興から高度成長へとひた走っていた時代があった。その時代には「資源開発は先行的に行っていかなばならないという国民的合意」が存在したといえるかもしれない。

1957年の特定多目的ダム法、1961年の水資源開発促進法、さらには1973年の水源地域対策特別措置法。これらの法律が制定されたその時点では、それなりの合理性があったという見方もあろう。また、そうした国民的合意が存在することを前提として、土地収用法の運用が積み重ねられ、裁判所による無限大ともいえる行政の裁量判断の認容もあった。時代の刻印、歴史的限界である。

しかし、1973年のオイルショックを境に高度成長は終わりを告げた。日本における「ダムの時代」もまた終焉した。そして2011年3月11日の東北大震災の（引き続く福島第一原発の過酷事故の）大災害に直面して、日本社会は従来 of 価値観の大転換を迫られている。

審査請求書で、「新水道ビジョン」を引いたのは、従来 of 「水需要は増加するもの」という前提の下、「(ダム等の建設には時間がかかるから) 長期的・先行的観点で建設を進める」という従来 of 論理がもはや通用しないことを示すためである。今後、水需要は増加しない。新たな水源開発は不要であり、水道事業の重荷しかない。現在ある水源と施設を、いかに大事に一身の丈に合わせて一使うかを考えることこそが、「公共の利益」「国土の合理的利用」に資するのである。

ずっと昔に計画したから、その計画で動いた既成事実があるから (ex 石木ダムによる移転補償を受けて移転した方々がいる)、その計画を前提にしている事柄があるから (ex 事業認定告示「本件事業による新たな水源の確保を前提とした暫定豊水水利権と慣行水利権等の不安定取水に依存している」－このことの当否はさておく－)、だから事業を進め、完成させなければならないのだ、という思考法からは、もう脱却しなければならない。

いかに「開発」を試みようとする地球上の資源は有限である。自然の猛威に対して、人間の

技術で対応できる範囲もまた有限である。異常気象を問題にするのであれば、ダムという工作物で水害被害をなくそうとする考え方はは転換すべきだ。ダムが好きか嫌いかの問題ではなく、あまりにも得る利益が少なく、喪う利益－損失－（事業費も環境も）が大きすぎる。

そして「ふるさとの喪失」は償いきれないほど重大かつ深刻なものであることを、福島第一原発の過酷事故を機に、日本社会は痛感することになった。

現に13世帯60人の人々がそこで生活している場所。日々の営みの根っこを引きちぎる強制収用という強権を行使する「正義」は、この石木ダム事業に本当に存在するのか？川原地区の人々を強制的にその場所から追い出し、水底に沈めるという判断は、本当に次の世代に責任がもてるのか？

社会情勢の変化に応じて、古い計画を見直し、中止するのは、恥ではない。引き返す決断が遅くなるのが恥なのだ。

過則勿憚改。「過ちては則ち改むるに憚ること勿れ」

憚は畏難なり、自ら治めて勇ならざれば、則ち悪、日に長ず、故に過あるときは、則ち当に速やかに改むべし。畏れ難はばかりて、苟くも安んず可からざるなり（簡野道明著「故事大辞典」より）

真に「公共の利益」「国土の合理的利用」を追求するならば、本件事業認定を取り消すべきである。

以上

(2014.9.29 文責 近藤ゆり子)

別添資料1-(1) = 2013.10.16 開示決定通知書

別添資料1-(2) = 2013.12.13 異議申立書・別紙「理由」

別添資料1-(3) = 2014.4.23 内閣府情報公開・個人情報保護審査会宛「意見書」

別添資料2 = 2011.5.5「内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見」(第2回)別紙のうちⅢまで

別添資料3 = 佐世保市議会ホームページに載っている石木ダムに関する市長答弁  
事業認定申請直前～2011年3月議会まで